

# 電気の供給を受ける契約に係る 継続検討事項について

# 温室効果ガス削減目標の達成に向けた環境配慮契約法の役割

パリ協定の採択（2015年12月12日）・発効（2016年11月4日）

- 2030年度26%削減（2013年度比）の達成と長期的な目標に向けた総合計画としての「地球温暖化対策計画」及び政府として率先して取り組むべき先導的な対策を盛り込んだ「政府実行計画」の策定（平成28年5月13日閣議決定）

## 地球温暖化対策計画

### 【地球温暖化対策の目指す方向】

- 我が国の約束草案で示す2030年度26%削減目標の確実な達成
- 長期的目標である2050年80%削減を見据えた戦略的取組の実施
- 世界全体の温室効果ガス排出削減への最大限の貢献

### 【地球温暖化対策の基本的考え方】

環境・経済・社会  
の統合的向上

約束草案の対策の  
着実な実行

パリ協定への対応

研究開発の強化と  
世界への貢献

全ての主体の参加  
透明性の確保

計画の  
不断の見直し

## 政府実行計画

### 【目標】

- 2030年度の排出量を政府全体で40%削減
- 中間目標として2020年度に10%削減

### 【主な対策・施策】

省エネルギー診断実施、運用改善・対策導入

ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入等エネルギー消費の見える化及び最適化

LED照明、次世代自動車の率先導入

再生可能エネルギーの計画的な有効利用

環境配慮契約法の基本方針に則り、温室効果ガス排出係数の低い小売電気事業者を選択

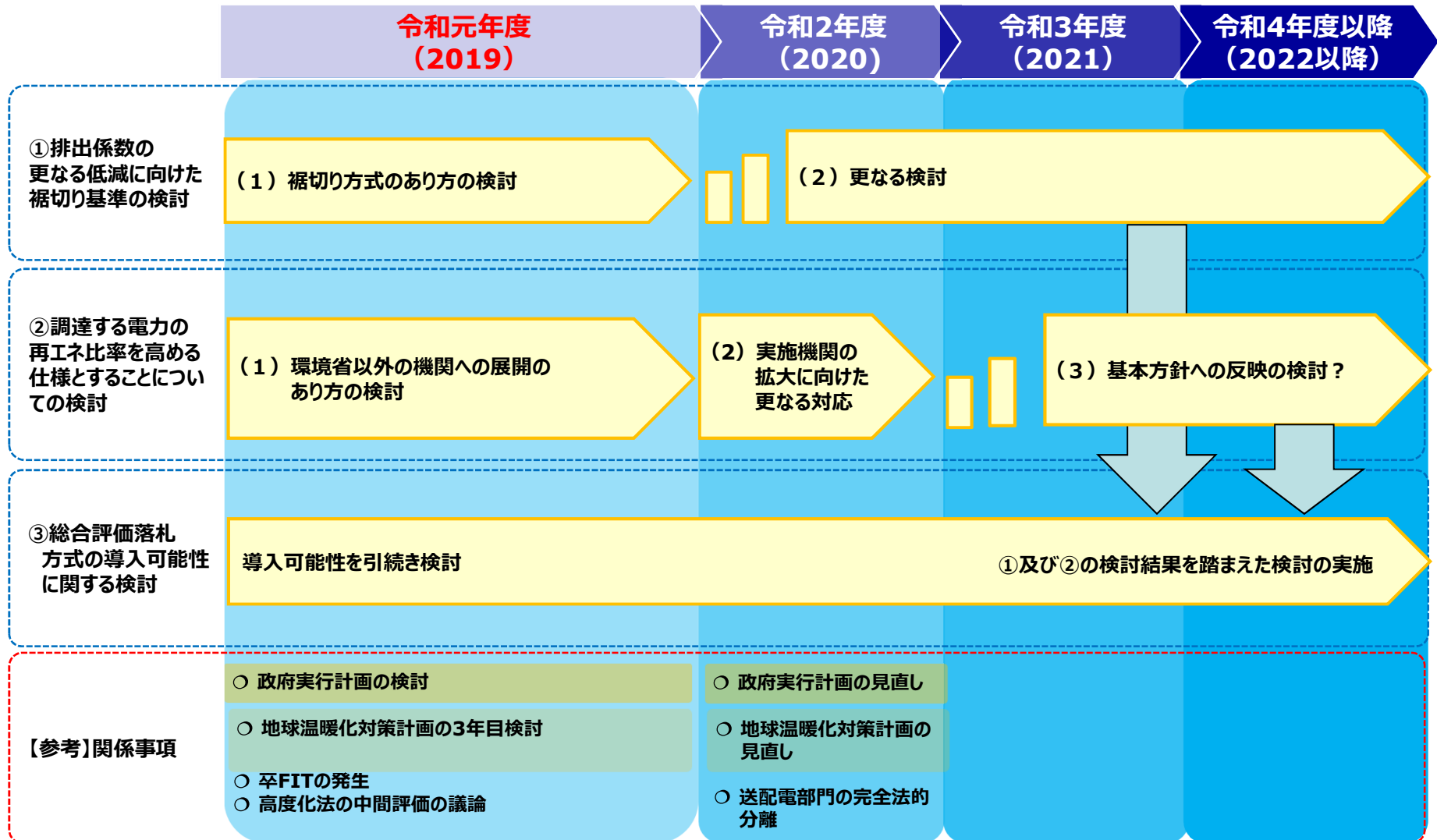
2030年度までに我が国において必要となる削減量の約6割を占める電力部門における排出係数目標（0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh程度）の達成が必須

## 継続検討事項

1. 更なる効果的な環境配慮契約の検討及び実施
  - ① 排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討
  - ② 調達する電力の再エネ比率※を高める仕様とすることについての検討  
※再生可能エネルギーとしての価値を含む(以下同じ)
  - ③ 総合評価落札方式の導入可能性に関する検討
2. 環境配慮契約の未実施機関への対応
3. 非化石証書価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価(裾切り方式の排出係数や再エネ比率における評価)

# 1. 更なる効果的な環境配慮契約の検討及び実施

## <検討ロードマップ案>



# ①排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討 ～委員からの御意見～

## 平成30年度第4回専門委員会における委員からの御意見

- ▶ みなし小売電気事業者の排出係数が高い地域の裾切り基準について、将来的には、低い地域の裾切り基準にそろえられるように少しずつでも下げていくべき
- ▶ 裾切り基準において、最低限のレベルの設定とその引き上げの見通しを持たせるべき
- ▶ 事業者、一般国民にも広がるよう、わかりやすい取組であることも重要

# ①排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討 ～現行の裾切り方式～

## 【現行の裾切り方式】

以下の表の各要素の得点の総和が70点以上の者に入札参加資格を付与

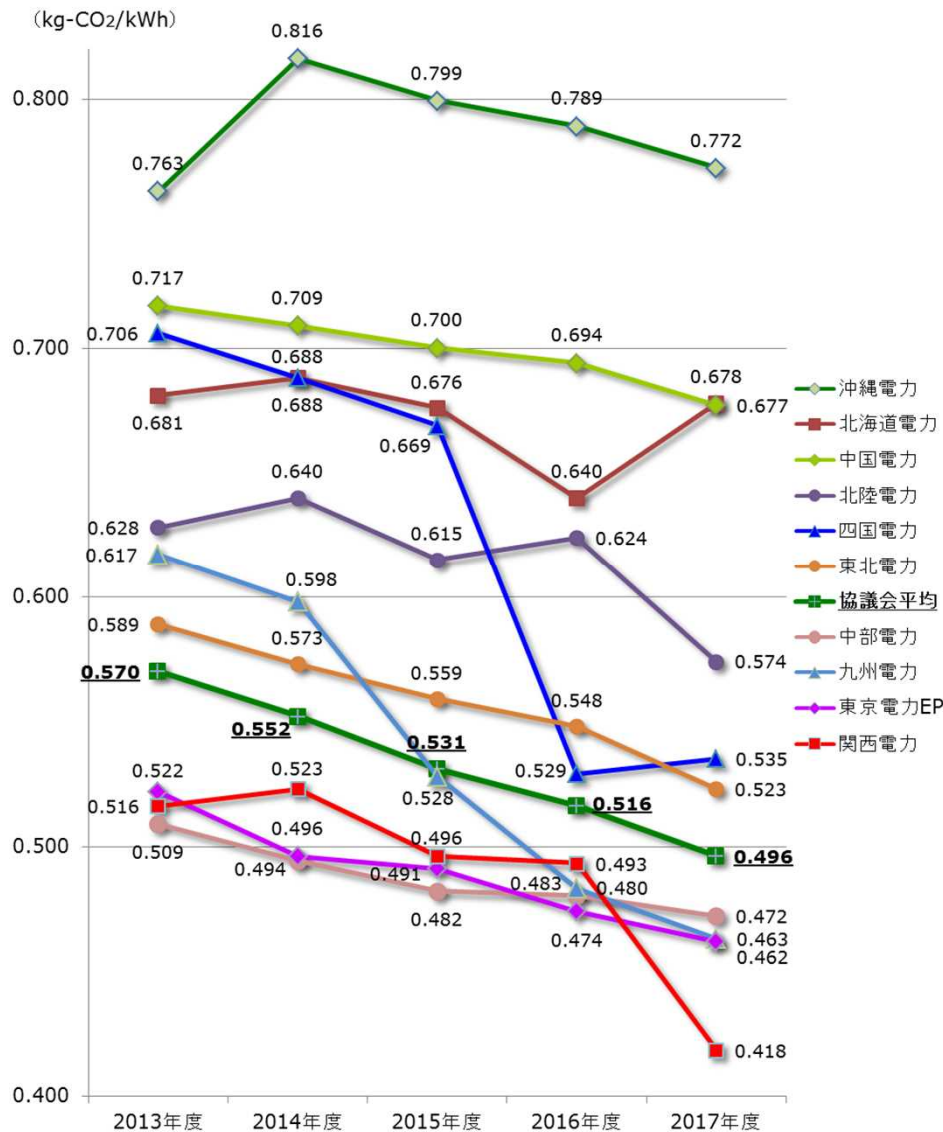
要素	区分		得点
① 平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000 以上	0.400 未満	70
	0.400 以上	0.425 未満	65
	0.425 以上	0.450 未満	60
	0.450 以上	0.475 未満	55
	0.475 以上	0.500 未満	50
	0.500 以上	0.525 未満	45
	0.525 以上	0.550 未満	40
	0.550 以上	0.575 未満	35
	0.575 以上	0.600 未満	30
	0.600 以上	0.625 未満	25
② 平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675 %以上		10
	0 %超	0.675 %未満	5
	活用していない		0
③ 平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00 %以上		20
	3.00 %以上	5.00 %未満	15
	1.50 %以上	3.00 %未満	10
	0 %超	1.50 %未満	5
	活用していない		0
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0 %		10
	2.5 %		5
	活用しない		0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる		5
	取り組んでいない		0

環境省の裾切り配点例(東京電力PG供給区域)

# ① 排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討 ～環境省の配点例における排出係数の区分～

調整後排出係数 (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州
みなし小売電気事業者の 調整後排出係数(2017年度実績)	0.678	0.523	0.462	0.472	0.574	0.418	0.677	0.535	0.463
0.800以上							20		
0.775以上0.800未満	20						25		
0.750以上0.775未満	25						30		
0.725以上0.750未満	30						35		
0.700以上0.725未満	35						40		
0.675以上0.700未満	40				20		45		
0.650以上0.675未満	45	20			25		50	20	
0.625以上0.650未満	50	25	20	20	30	20	55	25	20
0.600以上0.625未満	55	30	25	25	35	25	60	30	25
0.575以上0.600未満	60	35	30	30	40	30	65	35	30
0.550以上0.575未満	65	40	35	35	45	35	70	40	35
0.525以上0.550未満	70	45	40	40	50	40		45	40
0.500以上0.525未満		50	45	45	55	45		50	45
0.475以上0.500未満		55	50	50	60	50		55	50
0.450以上0.475未満		60	55	55	65	55		60	55
0.425以上0.450未満		65	60	60	70	60		65	60
0.400以上0.425未満		70	65	65		65		70	65
0.400未満			70	70		70			70

## 【参考】 みなし小売電気事業者等の排出係数の推移【2013～17年度】



- 協議会<sup>注1</sup>の平均排出係数は2013年度の**0.570kg-CO<sub>2</sub>/kWh**から順調に改善が図られており、直近の2017年度では**0.496kg-CO<sub>2</sub>/kWh**となっている。
- 仮に、5年間のトレンドのまま排出係数が低減された場合、エネルギーミックスと整合した**2030年度の電力業界の目標である0.37kg-CO<sub>2</sub>/kWh**は達成可能。  
【トレンド推移】

※2015年度以降は電気事業低炭素協議会会員事業者のうち、当該年度に協議会の下で事業活動を行っていた事業者の実績。2014年度以前は電事連+新電力有志の実績



# ①排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討 ～現行の裾切り方式の課題及び今後の対応方針案～

## 【現行の裾切り方式の課題】

- ・全ての地域において、競争性を確保しながら裾切り基準を強化していくにはどうすればよいか。
- ・排出係数以外の要素による加点を損なうことなく、排出係数の配点を適切に設定していくにはどうすればよいか。

## 今後の対応方針案

### (1) 裾切り方式のあり方の検討【令和元年度】

- 最終的には、全国一律で可能な限り排出係数を低減する裾切り基準を目指す。
- 当面、現行の地域別の配点を段階的に強化していくこととしてはどうか。  
→具体的な方策案は次ページのとおり

### (2) 更なる検討【令和2年度以降】

# ①排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討 ～配点例の見直し具体案～

要素	区分				得点	得点案①	得点案②
① 平成29年度1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数） （単位：kg-CO <sub>2</sub> /kWh）	0.000	以上	0.375	未満	70	70	70
	0.375	以上	0.400	未満	70	65	65
	0.400	以上	0.425	未満	65	60	60
	0.425	以上	0.450	未満	60	55	55
	0.450	以上	0.475	未満	55	50	50
	0.475	以上	0.500	未満	50	45	0
	0.500	以上	0.525	未満	45	40	
	0.525	以上	0.550	未満	40	35	
	0.550	以上	0.575	未満	35	30	
	0.575	以上	0.600	未満	30	25	
	0.600	以上	0.625	未満	25	20	
	0.625	以上			20	20	
② 平成29年度の未利用エネルギー活用状況	0.675	%以上			10	10	
	0	%超	0.675	%未満	5	5	5
	活用していない				0	0	0
③ 平成29年度の再生可能エネルギー導入状況	5.00	%以上			20	20	20
	3.00	%以上	5.00	%未満	15	15	15
	1.50	%以上	3.00	%未満	10	10	10
	0	%超	1.50	%未満	5	5	5
	活用していない				0	0	0
④ グリーン電力証書の調達者への譲渡予定量 （予定使用電力量の割合）	5.0	%			10	10	10
	2.5	%			5	5	5
	活用しない				0	0	0
⑤ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組	取り組んでいる				5	5	5
	取り組んでいない				0	0	0



環境省の裾切り配点例（東京電力PG供給区域）

## ②調達する電力の再エネ比率を高める仕様とすることについての検討 ～委員からの御意見～

### 平成30年度第4回専門委員会における委員からの御意見

- ➡ 新宿御苑の取組は具体的でわかりやすい。国が率先して取り組む際に、その方法を一般国民に説明していくことも必要
- ➡ 何年までにどれくらいの再生可能エネルギーの導入を目標とするかについて、考えていく必要があるのではないか。

## ②調達する電力の再エネ比率を高める仕様とすることについての検討 ～新宿御苑における調達結果～

### <調達条件>

- 環境配慮契約法に基づき、事業者別排出係数等を評価要素とした通常の裾切り方式による入札参加資格の付与
  - 更に調達仕様書に以下の要件(以下、「再エネ要件」という)を記載  
「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の要件を満たす再生可能エネルギー電気を供給することとし、その電気は再エネ比率30%とすること
  - 予定契約電力:250kW(2系統合計)
  - 予定使用電力量:725,000kWh(2系統合計)
- ※調達量(予定契約電力及び予定使用電力量)は前年と比べて若干増加

### <調達結果>

株式会社F-Powerが12,377,248円(税抜)で落札

(参考)前年度落札金額:12,679,433円(税抜)

→ 再エネ要件を満たし、かつ、調達量が増加したにも関わらず、前年度と比較して落札金額が減少。

### <今後の予定>

新宿御苑に加え、環境省直轄施設のうち、使用電力量の大きい施設に試行を拡大する予定。試行の拡大に当たって、複数施設の一括発注や複数年契約の実施も検討する。

## ②調達する電力の再エネ比率を高める仕様と することについての検討 ～JESCOにおける調達結果～

### <経緯>

中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)(※)から環境省に環境配慮契約の実施に係る相談があり、新宿御苑での試行を紹介したところ、その試行を参考にした調達を東京PCB処理事業所で実施

※PCB廃棄物処理等のため設立された特殊会社

### <調達条件>

- 裾切り方式及び再エネ導入に関する調達条件は新宿御苑と同様
- 予定契約電力:7,000 kW
- 予定使用電力量:約44,106,600 kWh

※調達量(予定契約電力及び予定使用電力量)は前年比約5%増加

### <調達結果>

東京電力エナジーパートナー(株)が落札。

最終的な支払予定額は約684,000千円(税抜)。

(参考)前年度実績金額:約635,000千円(税抜)

差額:約49,000千円(うち、調達量等増分額:約48,000千円)

→環境配慮による増額は、約1,000千円(全体の約0.13%)と推計  
前年度と同水準の費用で環境付加価値を取り込めたと評価

## ②調達する電力の再エネ比率を高める仕様と することについての検討 ～今後の対応方針案～

### 今後の対応方針案

#### (1) 環境省以外の機関への展開のあり方の検討【令和元年度】

新宿御苑における試行結果を踏まえ、来年度に向けて、環境省以外の機関が同様の調達を実施できるように、本年秋までに契約方法などを整理し、情報提供することとしてはどうか。

→具体的な方策案は次ページのとおり

#### (2) 実施機関の拡大に向けた更なる対応【令和2年度】

- 環境省や(1)による他の機関での取組実施
- 新宿御苑の取組に加え、そのほかの再エネ比率向上の取組も情報収集し、次年度以降の更なる実施拡大に向け検討を行うこととしてはどうか。

#### (3) 基本方針への反映の検討【令和3年度以降】

(2)の取組を継続するとともに、国等の機関における原則的な実施を目指し、基本方針への反映の可能性も検討してはどうか。

## ②調達する電力の再エネ比率を高める仕様とすることについての検討

～検討課題及び環境省以外の機関への展開における対応方針案～

<b>検討課題</b> <small>(平成30年度第4回電力専門委員会で提示した検討課題)</small>	<b>対応方針案</b>
<b>①何を再エネ電源として評価するか</b> <small>(調達者における再エネ比率の確認方法を含む)</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「RE100 TECHNICAL CRITERIA」に準じて再エネ電源及び証書等を評価する方法を基本方針解説資料に参考として掲載することとしてはどうか。</li> <li>・新宿御苑の試行における確認方法※を基本方針解説資料に参考として掲載することとしてはどうか。</li> <li>※調達電気の再エネ比率を確認できる資料を提出</li> </ul>
<b>②調達電力の再エネ比率の設定はどうするか</b>	<p>環境省における再エネ比率の設定を基本方針解説資料に参考として掲載し、各調達機関において設定することとしてはどうか。</p>

### ＜そのほかの要確認事項＞

- ・どの地域でも再エネメニューが利用可能かどうか。
  - 小売電気事業者が提供する再エネメニューを調査して情報提供することとしてはどうか。
- ・調達コスト上昇の懸念払拭ができるかどうか。
  - 新宿御苑の試行におけるコスト影響※を基本方針解説資料に参考として掲載することとしてはどうか。※前年度とほぼ同じコストでの調達

### ③総合評価落札方式の導入可能性に関する検討 ～委員からの御意見～

#### 平成30年度第4回専門委員会における委員からの御意見

- 参入している小売電気事業者の排出係数の高い地域において、排出係数のより低い事業者を評価することができることや、それぞれの地域の事情に応じて変えることができるというメリットがある。
- 地域新電力において、最低限の調達基準を満たしてプラス $\alpha$ で再生可能エネルギー供給をしているが、結局コストで負けてしまってなかなか需要を獲得できない。
- 新しい追加性のある再生可能エネルギーが評価されるような観点での検討も必要
- 色々な評価項目を入れてしまった結果、排出係数がとても高くても大丈夫というのはまずいので、評価項目の決め方はよく考える必要がある。
- 総合評価落札方式は強制ではなく、可能な機関から導入して事例を作っていくというような時間軸の視点を持ちつつ進められればよい。
- 政府調達の環境配慮対応のモデルを示すという観点から、象徴的又はインパクトのある施設等を対象にしてはどうか

#### 今後の対応方針案

「①排出係数の更なる低減に向けた裾切り基準の検討」及び「②調達する電力の再エネ比率を高める仕様とすることについての検討」における検討結果を活かしつつ、総合評価落札方式の導入可能性を検討してはどうか。



## 【参考】総合評価落札方式とは①

### 入札参加資格及び調達仕様

- 業務の実施に当たり、事業者が有しているべき資格・能力を明示するもの
- 業務内で達成・未達成が不動なものが該当する。
- 達成していないと入札できない。

### 標準点

- 要求要件の実現可能性に対して配点する。基礎点とも呼ばれる。
- 業務内での取組みにより達成・未達成が変動し得るものが該当する。
- 満点でない場合は欠格となる。

### 加算点

- 要求要件を超えかつ有益な内容が提案された場合に配点する。
- 有益な内容については案件ごとに検討し、決定する。
- 透明性・正当性確保の観点から、評価基準を明確に定める必要がある。

裾切り基準

加  
点  
要  
素

## 【参考】総合評価落札方式とは②

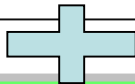
### 現行の裾切り方式

#### 入札参加資格（裾切り基準）

以下の項目評価の結果、合計●点以上

- ・ 事業者全体の調整後排出係数
- ・ 事業者全体の再エネ比率
- ・ 事業者全体の未利用エネ活用比率
- ・ グリーン電力証書の譲渡
- ・ 省エネ・節電に関する情報提供の取組

(+ 予定価格以下)



#### 調達仕様（裾切り基準の一種）

調達電気メニューの再エネ比率●%  
(再エネ比率向上の取組)

条件達成の場合

入札金額の高低で落札者決定

### 総合評価落札方式

#### 入札参加資格

『事業者が有すべき資格』（+ 予定価格以下）

#### 総合評価

#### 標準点

= 予定価格の価値

『要求条件』（未達成の場合は欠格）

- ・ 調整後排出係数の最低限レベル
- ・ 再エネ比率の最低限レベル

#### 加算点

= 予定価格に  
含まれない価値

『要求要件を超えかつ有益な内容』

- ・ 必須ではないが環境配慮に資する項目  
(未利用エネ等)
- ・ 調整後排出係数や再エネ比率も最低限レベル  
を超える分は加点することが可能

合計点を入札金額とで比較した費用対効果  
で落札者決定

裾切り基準

加点要素

## 2. 環境配慮契約の未実施機関への対応

### 平成30年度第4回専門委員会における委員からの御意見

- ▶公表内容は機関名、未実施の理由、今後の実施予定等、詳細まで提示することが望ましい。
- ▶公表時期については、以下のとおり幅広く御意見を頂いた。
  - ・ 即刻公表すべき（自身と他官署の状況を見比べさせることによる担当者への気づきを早期に与えるべき）
  - ・ 猶予を置いて令和2年度の実績から公表すべき（対応が間に合わないことによるあきらめへの懸念から）
  - ・ 令和3年度以降の実績から公表すべき（同上）

### 今後の対応方針案

- 以下のとおり未実施機関を公表することとしてはどうか。
  - 公表内容：省庁ごとの未実施率（独法等は所管省庁にまとめて未実施率を算定）  
未実施契約情報（所管機関、施設名、未実施理由、今後の対応予定）
  - 公表時期：準備期間の確保及び予告効果を踏まえ、令和2年度分実績から公表  
（令和3年度中に公表予定）
- 環境省としても、全国説明会等において以下について情報提供を行い、環境配慮契約の実施を支援する。
  - ・ 裾切り配点例や契約書ひな形等
  - ・ 供給区域別の小売電気事業者の参入状況

### 3. 非化石証書価値取引市場から調達した非FIT非化石証書の評価 (裾切り方式の排出係数や再エネ比率における評価)

平成30年度第4回専門委員会における委員からの御意見

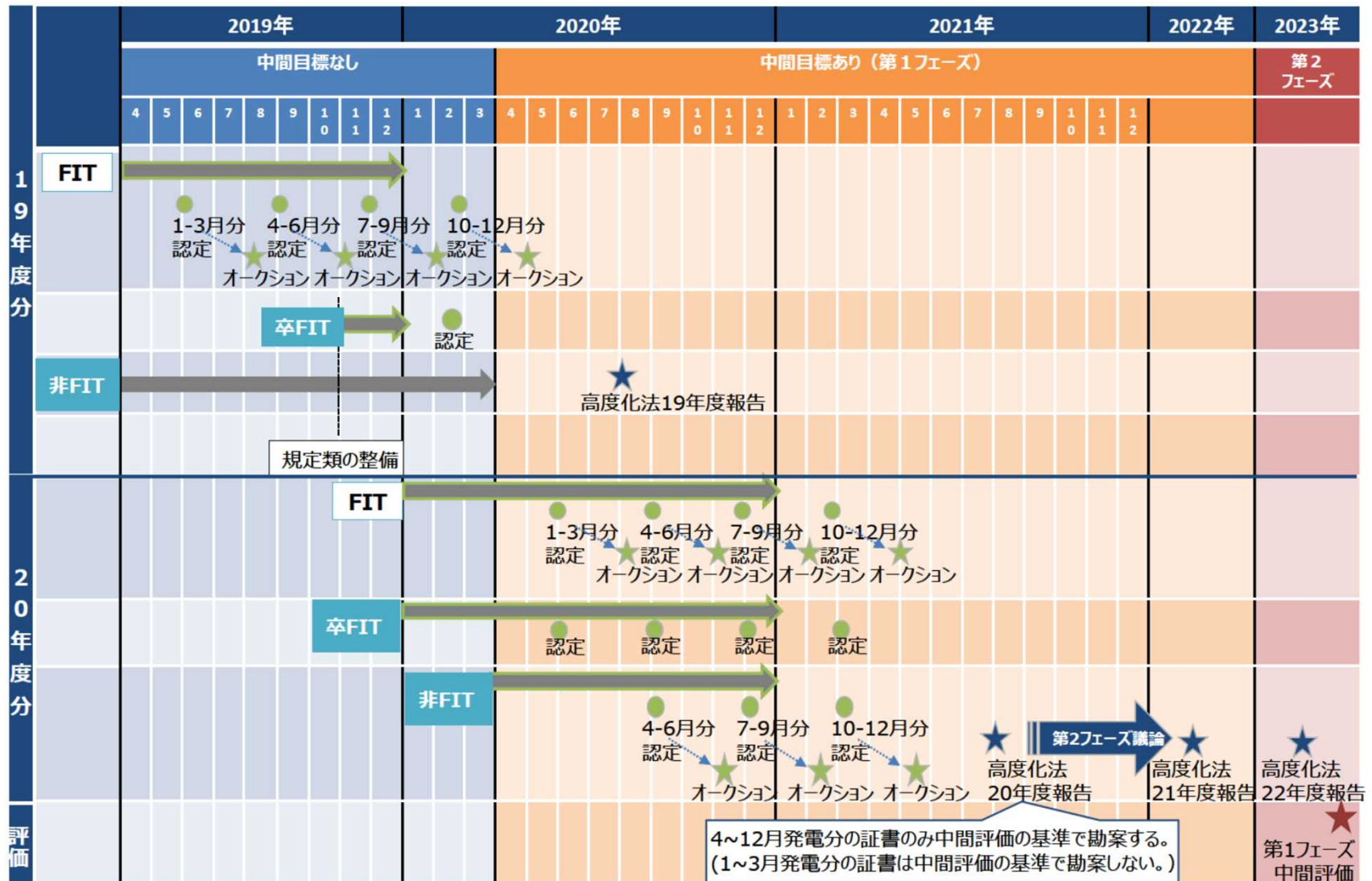
制度ごとに整理が異なると混乱が生じる。環境配慮契約法と、国の他の制度等とで同一の整理とすること。



#### 今後の対応方針案

経済産業省の総合資源エネルギー調査会や温対法に基づく事業者別排出係数の算出方法等に係る検討会等における制度設計を受けて、引き続き電力専門委員会において議論を行うこととしてはどうか。

# 【参考】非FIT非化石証書の取引に係るスケジュール



出典: 第31回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会  
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 資料